

平成28年 第7回 定例教育委員会 会議録

| | | | | |
|---|--------------------|-------|------|----------------------------------|
| 招集日時 | 平成28年7月28日 午後6時30分 | | | |
| 開会日時 | 平成28年7月28日 午後6時30分 | | | |
| 閉会日時 | 平成28年7月28日 午後7時23分 | | | |
| 開催場所 | ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室 | | | |
| 教育長 | 朝倉 孝 | | | |
| 委員出席状況 | 席番 | 氏名 | 出席別 | 説明のため出席した者 |
| | 1 | 富田信太郎 | 出 | 教育部長 中野則之 出 社会教育課長 佐藤龍司 出 |
| | 2 | 塩野 好一 | 出 | 学校教育管理監 朝倉美由紀 欠 大井図書館長 宮井さゆり 出 |
| | 3 | 山城いづみ | 出 | 教育総務課長 皆川恒晴 出 大井中央公民館長 三上隆夫 出 |
| | 4 | 伊藤 英夫 | 出 | 学校教育課長 榎本 崇 出 上福岡歴史民俗資料館長 原口雅樹 出 |
| | | | 出 | 学校給食課長 岡田 彰 出 学校給食課主幹 原田準一 出 |
| 書記 | 教育総務課副課長 佐々木拓郎 | | 傍聴人数 | 0人 |
| 会 議 概 要 | | | | |
| 議 事 等 | | | | |
| <p>【公開】</p> <p>報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正することについて）」（承認）</p> <p>報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて）」（承認）</p> <p>報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正することについて）」（承認）</p> <p>報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市放課後子ども教室運営委員会委員を委嘱することについて）」（承認）</p> <p>報告事項「専決処理に関する報告について（平成28年度ふじみ野市一般会計補正予算（第3号）案について）」（承認）</p> <p>協議事項「ふじみ野市スポーツ推進計画（素案）に対する意見聴取について」（継続協議）</p> | | | | |

| | |
|----------|---|
| (18時30分) | <p>○開会の宣告</p> |
| 教育長 | <p>ただ今から、平成28年第7回定例教育委員会会議を開催いたします。</p> |
| | <p>○会議録の承認</p> |
| 教育長 | <p>まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。</p> |
| | <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございませんでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>(確認事項なし)</p> |
| 教育長 | <p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 教育長 | <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様のお署名をお願いします。</p> |
| | <p>○教育長からの報告</p> |
| 教育長 | <p>次に、報告をさせていただきます。</p> |
| | <p>ようやく一学期が無事に終了しました。また、各施設とも事故なく夏休みを迎え、図書館や公民館等においては子供達の学習の機会がさらに増えているところです。</p> |
| | <p>今年度は非常に大きな変化がありました。まず、新しい学校給食センターがオープンしたこと、また上福岡図書館は昨年度から指定管理者による管理へと移行したという大きな変化がありました。</p> |
| | <p>そのような中で、最初のうちは手配が若干遅れるといったことがありましたが、市民の皆様にご迷惑をかけることなく事業を実施できましたことを御報告させていただきます。</p> |
| | <p>上福岡図書館では一時エアコンが壊れました。全部交換した場合2億円かかると言われていましたが、その10分の1の費用の応急処置で稼動しています。秋には本格的な修繕を行います。</p> |
| | <p>上福岡公民館のエアコンも少し調子が悪く、騙し騙し何とか使っています。これについても秋に本格的に修理します。</p> |
| | <p>今年から夏休みを一週間短縮しますが、その間に大規模改造工事を行います。福岡小学校と大井中学校が2年目、大井小学校が1年目です。</p> |
| | <p>特に大井中学校や大井小学校は古い施設ですが、それがきれいになります。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>す。そのような良い変化を地域の皆様に御覧いただくこととなります。</p> <p>福岡小学校は全部改修されるとともに、あの狭い校庭に放課後児童クラブができるという変化も起こります。慣れ親しんだ樹齢数十年の桜も切らざるを得ません。</p> <p>大きな工事も含めまして、今順調に工事が進んでいることを御報告いたします。</p> <p>私からの報告は以上ですが、何か確認事項はありますでしょうか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>○本日の議事</p> <p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただく議事を申し上げます。</p> <p>専決処理に関する報告が、本日追加させていただきますものを含めて5件、および協議事項が1件でございます。</p> <p>○専決処理に関する報告（小・中学校職員サービス規則一部改正）</p> <p>では、順次報告をお願いします。</p> <p>まず、ふじみ野市立小・中学校職員サービス規則の一部改正について、学校教育課長より報告をお願いします。</p> <p>学校教育課長の榎本です。よろしくお願いいたします。</p> <p>埼玉県立学校職員サービス規程の一部を改正する規則の施行に伴い、本市の小・中学校職員サービス規則についても改正することになりました。</p> <p>今回の改正につきましては、埼玉県教育委員会からの通知により、早急に改正する必要性が認められるため、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項に基づき、専決処理しましたので御報告いたします。</p> <p>具体的な改正点を申し上げます。新旧対照表を御覧ください。</p> <p>改正点の1点目です。</p> <p>ふじみ野市立小・中学校職員サービス規則第33条になります。</p> <p>まず、見出しを御覧ください。第33条の見出し中「兼職及び他の事業等の従事」という文言が「兼職及び他の事業等への従事等」に変更されました。</p> |
|--|---|

| | |
|--------|---|
| | <p>次に本文を御覧ください。</p> <p>「職員は、教育に関する他の職を兼ね」の後の「又は」が「若しくは」に変更となりました。</p> <p>「教育に関する他の事業」の後「、事務若しくは、営利企業等に従事」が「若しくは事務に従事し、又は営利企業等に従事等」に変更となりました。</p> <p>改正の背景は、地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、離職した後に再就職した者による現場職員への依頼等が規制の対象となったため、埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則の文言が修正されたことと教科書謝礼問題への対応によるものです。</p> <p>次に改正点の2点目です。</p> <p>条文と様式の一致を図るため、第30条以降の様式の番号のみを変更いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今報告のありました専決処理について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>私から質問します。</p> <p>改正の背景をもう少し具体的に説明してください。特に、「教科書謝礼問題の対応」という点について。</p> <p>実は、この点について県教委から具体的な説明がなかったため、問い合わせましたが、明確な回答が得られませんでした。</p> <p>これまでの「営利企業等に従事」を「<u>営利企業等に従事等</u>」に改められました。この「等」には、教科書の作成、執筆等にかかわることなどが該当するのではないかと思います。</p> <p>つまり、そういう者が採択に関係すること自体が公平性を欠くということになりますので、概ねそういう形で教科書関係については捉えているところではあります。</p> <p>あとは、先ほどの元公務員が営利企業に再就職した場合の元職場への有利な働きかけや不正を持ちかけるような働きかけをした場合には、罰金や懲役が科される形で法改正がありましたので、それを受けていると聞いております。</p> |
| 教育長 | <p>ただ今報告のありました専決処理について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> |
| 教育長 | <p>私から質問します。</p> |
| 学校教育課長 | <p>改正の背景をもう少し具体的に説明してください。特に、「教科書謝礼問題の対応」という点について。</p> |

| | |
|--------|--|
| 教育長 | 元の職場に対する営利活動というのは、規則第33条のどの文言に当たるのでしょうか。これだけだと「元の職場への働きかけ」というのは出てこないですね。 |
| 学校教育課長 | 申し訳ありません。そこまでは説明を受けていないので分かりません。 |
| 教育長 | あと一つ確認しておきたいのですが、教科書を執筆してはいけないということではないのですよね。それは兼業届を提出すればよいのですよね。 |
| 学校教育課長 | はい。 |
| 教育長 | それと、執筆者が採択にかかわってはいけないということですね。これらは、今回の規則改正の内容とは別の話ですね。 |
| 学校教育課長 | はい、そのとおりです。 |
| 教育長 | ほかに御質問はございますか。 |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 教育長 | それでは、御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承いたします。 |
| 教育長 | ○専決処理に関する報告（図書館条例施行規則一部改正） 次に、ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部改正に係る専決処理について、大井図書館長より報告をお願いします。 |
| 大井図書館長 | こんばんは。大井図書館長の宮井です。よろしくお願いいたします。 ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて専決処理をさせていただきましたので報告申し上げます。 一部改正の理由はふじみ野市立上福岡図書館の集会室等の予約を、より公平に、利便性を図るために、公共施設予約システムで受付を9月より、利用申請は8月より行うことにしたための改正でございます。 ふじみ野市の公共施設の予約につきましては、既に公共施設予約システムで予約されておりますが、上福岡図書館は予約システムで予約するのではなく、来館で受け付けをしております。 今回の改正は、ふじみ野市の公共施設で実施されている公共施設予約システムに追加される施設として上福岡図書館を追加するための改正でございますので、協議事項ではなく専決処理とさせていただいたものとなります。 改正内容は申請様式が変わることが主でございます、あとは語句の統 |

| | |
|--------|---|
| | <p>一などの訂正でございます。</p> <p>では、新旧対照表を御覧ください。</p> <p>第17条の第3項は語句の統一を図るもので、「交付する」が、「交付するものとする」となります。</p> <p>第4項、第5項は利用の変更について今まで規定がありませんでしたが、公共施設予約システムに合わせ、変更申請書と変更許可書の規定を追加するものです。</p> <p>また、利用許可申請書も利用許可書も公共施設予約システムのものになりますので、次ページの新旧対照表を御覧ください。様式第3号が利用許可申請書で様式4号が利用許可書で様式第5号と第6号が先ほど述べました利用変更許可申請書と利用変更許可書でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> |
| 教育長 | <p>ただ今報告のありました専決処理について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> |
| 教育長 | <p>指定管理者である上福岡図書館長宛でよろしいのでしょうか。</p> |
| 大井図書館長 | <p>そうです。指定管理者である上福岡図書館長宛で結構です。</p> |
| 教育長 | <p>御質問はいかがですか。よろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>(質疑なし)</p> |
| 教育長 | <p>それでは、御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p>○専決処理に関する報告（予約システム規則一部改正）</p> |
| 教育長 | <p>続いて、ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正に係る専決処理について、大井図書館長より報告をお願いします。</p> |
| 大井図書館長 | <p>引き続き説明させていただきます。</p> <p>本来はこちらの方が先だったと思うのですが、「ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則」の一部を改正することについて報告申し上げます。</p> <p>先ほども説明させていただきましたとおり、市の公共施設の予約システムに追加する施設となりますので、協議事項ではなく専決処理させていただきました。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>公共施設予約システムの規則は市の所管の公共施設では、「ふじみ野市公共施設予約システムの利用に関する規則」で規定されており、教育委員会が所管する公共施設では「ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則」で規定されています。</p> <p>この規則は第1条で、利用については「ふじみ野市公共施設予約システムの利用に関する規則」によると規定し、第2条で、対象施設が列記されている規則となります。</p> <p>新旧対照表を御覧ください。</p> <p>上福岡図書館が予約システムに追加されるということで、こちらの第2条の対象施設に第6号として上福岡図書館が追加されます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> |
| 教育長 | <p>ただ今報告のありました専決処理について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> |
| 山城委員 | <p>毎年、公民館の減免申請の説明会を開催していると思うのですが、そこに図書館が加わるだけで、公民館の申請と図書館の申請というように2回申請をしなくてもよいのでしょうか。</p> |
| 大井図書館長 | <p>公共施設予約システム自体が、最初に登録申請した所と別の館を登録するときは変更利用申請をしていただきます。利用できる施設が増えていくということです。</p> |
| 山城委員 | <p>では、画面上では公民館も図書館も一緒に出てきて、変更申請していれば、同じ画面で公民館も図書館も予約できるのでしょうか。</p> |
| 大井図書館長 | <p>同じ画面にはならないと思いますが、同じ団体様が公民館も予約できて、図書館も予約できます。</p> |
| 教育長 | <p>ほかに御質問はございますか。</p> |
| 各委員 | <p>(質疑なし)</p> |
| 教育長 | <p>それでは、御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承いたします。</p> |
| 教育長 | <p>○専決処理に関する報告（放課後子ども教室運営委員）</p> <p>次に、ふじみ野市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱に係る専決処理について、社会教育課長より報告をお願いします。</p> |
| 社会教育課長 | <p>こんばんは。社会教育課の佐藤です。よろしく願いいたします。</p> |

前回の定例教育委員会会議で「放課後子ども教室運営委員」の委嘱につきまして、10名の委嘱を承認いただきました。前回報告できませんでした民生委員・児童委員協議会連合会選出の1名につきまして教育長専決の報告をさせていただきます。

民生委員・児童委員協議会連合会からは、6月27日付で風間和江さん、連合会副会長の推薦をいただき、去る7月14日に「放課後子ども教室運営委員」の委嘱式と新たに委嘱・任命された委員で最初の委員会を開催いたしました。前回の定例教育委員会会議に間に合いませんでしたので、委嘱式前に教育長の専決をいただき委嘱をいたしましたので、報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

教育長

ただ今報告のありました専決処理について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

各委員

(質疑なし)

教育長

それでは、御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承いたします。

教育長

○専決処理に関する報告（補正予算）

次に、本日追加でお配りしました平成28年度ふじみ野市一般会計補正予算（第3号）案に係る専決処理について、教育総務課長より報告をお願いします。

教育総務課長

本日追加させていただきました平成28年度ふじみ野市一般会計補正予算第3号案の専決について御説明いたします。

歳出のみ補正します。

お手元の資料をめくっていただき、横向きの表を御覧ください。

一番上は学校給食課分です。款10教育費、項5保健体育費、目2学校給食費のうち共済費、社会保険料18万円の増額でございます。

これは社会保険の適用拡大に伴う補正です。

今年の10月から特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

本市は特定適用事業所に該当するため、本市の臨時的任用職員及び非常勤特別職で一定の要件に該当する人は適用拡大の対象となります。

一定の要件とは、①週の所定労働時間が20時間以上であること、②雇用期間が1年以上見込まれること、③賃金の月額が8万8千円以上であること、④学生でないこと、の4つです。

あおぞら学校給食センターの臨時的任用職員2人が該当し、社会保険に加入するため、事業主負担分を補正するものです。

次に、真ん中の社会教育課（大井中央公民館）分を御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費、目3公民館費のうち共済費、社会保険料9万7千円の増額でございます。

これも学校給食課分と同様の理由で増額補正するものです。

なお、社会保険の適用拡大についての周知文書を日本年金機構が作成したのが5月でした。

市が契約している社会保険労務士さんからの市への連絡が、その後かなり経ってからだったこともあり、全庁的に3号補正に急遽組み込むこととなったため、専決処理し、本日追加で御報告するものです。

最後に、一番下の社会教育課（上福岡公民館）分を御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目11コミュニティ施設費のうち需用費、修繕料172万8千円の増額でございます。

これは上福岡公民館隣のコミュニティセンターの冷暖房切り替えバルブを交換するものです。

吸収式冷温水発生機の中に真空になる部分があるのですが、そこから空気が漏れてしまいました。シーリングを施すことにより仮復旧し、現在は空調が効いています。

ただ、ここで交換しておかないと暖房への切り替え時に再び真空が保てない状態になるおそれがあるため、急遽専決し、本日追加で御報告するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今報告のありました専決処理について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

教育長

私から補足しますが、社会保険料はある意味「当然増」というべきものだと思うのですが、冷暖房設備の修繕については、おそらく今後もっともっと増えると思います。

昭和40年代、50年代に作られた施設がそろそろ限界に来ている中で、何とか騙し騙し使っています。上福岡図書館は2億円かかるところを10分の1の額で修繕できましたが、これからは他の施設でも数億円かかる修繕がどんどん出てきます。

今後、施設の維持が大変難しくなってくると思います。これは本市だけでなく、全国的にどの自治体も抱えている問題であると思います。

今回の修繕は約170万円なので補正せずに予備費で対応することも可能でしたが、「今後このような問題が起きてきます」ということを議員の皆様にも御理解いただきたいので、敢えて補正して議会に提出します。

この点について、教育委員の皆様にも御理解いただきたいと思います。

そのような点も含め、何か御質問はありますか。

各委員

(質疑なし)

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承いたします。

教育長

○協議事項(スポーツ推進計画)

次に、協議事項に移ります。

ふじみ野市スポーツ推進計画(素案)に対する意見聴取について、教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長

協議事項「ふじみ野市スポーツ推進計画(素案)に対する意見聴取」について御説明いたします。

スポーツ推進計画を策定することについては、スポーツ基本法で定められております。

お手元の資料をめくっていただき、市長から教育長宛の依頼文書の裏面を御覧ください。

スポーツ基本法の抜粋がありますので御覧ください。

スポーツ基本法第9条では、国がスポーツ基本計画を策定することを義務付けています。

そして、次の第10条では、地方公共団体は国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツ推進計画を策定するよう努めるものと定めています。

これはちょうど教育基本法第17条の中で、国の教育振興基本計画を参酌して地方公共団体の教育振興基本計画を策定するよう努めるものと定められていることと同様の規定の仕方となっております。

スポーツ基本法第10条第1項では、地方公共団体の長が学校における体育以外のスポーツに関する事務を管理及び執行する場合、つまり本市のような場合は、スポーツ推進計画を策定するのも地方公共団体の長であることを定めていますが、この場合、同条第2項の規定により、あらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならないと定められております。

よって、今回の協議事項となるわけです。

なお、この協議事項は、「議案の取扱等に係る申し合わせ事項」に則り、複数回の教育委員会会議で御協議いただきたいと存じます。

その理由は3つあります。1つめは、市長からの依頼は「9月上旬までに御意見を頂戴したい」とのことであり、まだ時間的な余裕があること、2つめは、スポーツ推進計画は本市のスポーツ施策の基本的な考え方を示すものであるため、議決ではなく意見の提出にとどまるものであっても慎重に審議したいこと、3つめは、本日、2市1町駅伝大会の打ち合わせ会議が開催されており、文化スポーツ振興課長と副課長が今そちらの会議に出席しているため定例教育委員会会議に出席することができないこと、です。

以上の理由から、本日と来月の2回の定例教育委員会会議において御協議いただきたいと存じます。

本日は、私がスポーツ推進計画の概略を申し上げます。

委員の皆様から本日いただきました御意見や御質問は、文化スポーツ振興課長に報告します。

そして、来月17日の定例教育委員会会議には文化スポーツ振興課長の出席を求め、スポーツ推進計画の説明及び本日いただきました御意見や御質問に対する回答を求めたいと思っております。

それでは、スポーツ推進計画の概略を申し上げます。

(素案)と書かれた資料をお開きいただき、目次を御覧ください。

「第1章 計画の概要」、「第2章 ふじみ野市のスポーツを取り巻く現状」、「第3章 計画の基本的な考え方」、「第4章 施策の展開」、「第5章 計画の推進」という構成となっております。

策定の趣旨は1ページのとおりですが、このスポーツ推進計画は昨年10月に施行しました「ふじみ野市文化スポーツ振興条例」の基本理念を具現化するものです。

現在、ふじみ野市スポーツ審議会及び庁内策定委員会により検討を進めているところです。

策定にあたっては、昨年度「ふじみ野市スポーツ推進計画策定のための市民意識調査」を実施し、市民のスポーツに対する現状や課題の分析を行いました。

また、国の「スポーツ基本計画」において国が5年間に取り組む主な目標とした「子どものスポーツ機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」なども踏まえながら、本市が目指すべきスポーツ推進施策の方向性と施策の体系化を図っております。

2ページを御覧ください。

計画の位置づけは、国・県のスポーツ計画の理念を踏まえるとともに、本市の総合振興計画や、教育振興基本計画をはじめとする各種計画との整合を図ります。

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

5ページから15ページにかけての第2章は、本市のスポーツを取り巻く現状として、市民意識調査の結果及びそこから見える課題を示しています。

15ページでは、スポーツを行う時間やきっかけがない市民が多いことを指摘し、施設の整備方針を検討することや、イベント情報を発信することを課題として挙げています。

また、体力に自信がない若い世代が多いため、きっかけ作りや仲間作りが課題であることや、障がい者のスポーツへの関心が低いため、意識作りや環境づくりが課題であると指摘しています。

17ページから21ページまでの第3章は、基本理念等を定めています。

基本理念は「スポーツを通してみんながつながるまち」と仮に定めています。

基本方針は18ページのとおり4つの方針となっております。

| | |
|------------|--|
| | <p>成果指標は19ページの6項目です。</p> <p>施策体系は20ページ及び21ページのとおりです。4つの基本方針の下に21の施策が連なっております。</p> <p>21ページから47ページまでの第4章は、21ある施策の展開です。</p> <p>どのようなことを行うのか、誰が行うのか、関連事業は何か等を示しています。</p> <p>最後の第5章は49ページから、推進体制についてです。</p> <p>スポーツへの市民の理解を深めることや参加を促進すること、関係団体が連携すること、財源を確保することを挙げています。</p> <p>「推進体制」というよりは、「推進すべきこと」、「力を注ぐべきこと」のような気もしますが、素案では推進体制となっております。</p> <p>以上、雑駁ですが説明を終了いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> |
| 教育長 | <p>ただ今、教育総務課長から説明がありましたとおり、本日までのところで御意見や御質問はございますでしょうか。</p> |
| 伊藤委員 | <p>「障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の推進」について、重点施策として取り上げていただいておりますが、35ページを見ますと実施事業は全て継続事業であって、何か新しいことをやろうという姿勢が見えてきません。</p> <p>重点施策であれば、新規事業を実施するといったお考えがあるのか伺いたいです。</p> |
| 教育長 | <p>教育総務課長から文化スポーツ振興課長に質問事項として報告してください。</p> |
| 教育総務課長 | <p>はい。</p> |
| 富田教育長職務代理者 | <p>計画策定に当たっての今後の策定スケジュールはどのようになっているのでしょうか。</p> |
| 教育総務課長 | <p>現在、スポーツ審議会や庁内策定委員会で検討を重ねていると伺っていますが、具体的なこと…、例えば今年度内に委員会をあと何回開催するのかといったことは把握していません。</p> |
| 教育長 | <p>では、それを確認しておいてください。</p> |
| 教育総務課長 | <p>はい。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>教育長</p> | <p>基本的な部分ですが、「体育」と「スポーツ」をどのように区別しているのでしょうか。</p> <p>今まで「体育」といっていたものを「スポーツ」と置き換えているようですが、体系が見えないため、それぞれの用語の定義も見えてこないのです。</p> <p>それともう一つ、24ページからの「学校におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進」ですが、特に25ページの内容…、これは学校教育課の意見を聴いて書かれたものなののでしょうか。学校教育課長、いかがですか。</p> |
| <p>学校教育課長</p> | <p>私も策定委員会に出席していきまして、この部分には「スポーツと体育は一緒にしないでいただきたい。」と意見を述べました。</p> <p>スポーツ基本法にも「学校における体育に関する事務を除く」と規定されており、「学校における体育をそのまま入れ込むのはおかしいのでは。」という意見は、他課からも出ました。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>「スポーツ」という言葉を使うに当たっては、「ここでいう『スポーツ』とは何か」ということを定義しておく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>「体育」と「スポーツ」が相当ごっちゃになっている部分があります。</p> <p>それから25ページの内容はひどい。意味が分からない箇所があります。繋ぎ合わせたような文章であり、もう少し何とかならないかと思います。</p> <p>学校教育課長はどう思いますか。</p> |
| <p>学校教育課長</p> | <p>文化スポーツ振興課長とは「表現については、今後詰めていきましょう。」と話しています。</p> <p>話は少し戻ってしまいましたが、スポーツを小学校の学校教育の中で行うのは少し無理があるかと思います。中学校でやるのなら教育課程内の体育ではなく、部活動における運動の指導などが該当するのではないかという話をしました。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>学校教育課長の見解で結構ですので、「体育」と「スポーツ」の違いを教育委員の皆様にご説明してください。</p> |
| <p>学校教育課長</p> | <p>「スポーツ」は競技を前提としていますので、まず勝敗が目的となります。</p> <p>「体育」は生涯にわたる体力向上、体作り、人間関係の育成なども目的</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>に入ってきます。</p> <p>よって、体育の中でサッカーや野球をする場合も、それぞれの競技のルールをそのまま適用せずに、子供達の実態に応じたルールを子供達と共に作り上げていきます。勝敗のみにこだわるような競技の部分に特化したやり方ではないのです。</p> <p>したがって、「体育」は、やっていることは一見すると「スポーツ」のようですが、教育の内容から判断すると「スポーツ」とイコールではないということは明確に定義しなければならないと思います。</p> <p>3 ページで「スポーツの定義」と謳ってはいるものの、多くの市民の共感を得られるように、この内容をもう少し深めた方が良いと思います。</p> <p>3 ページの「スポーツ」の定義は、「体育」と重なる内容もあるので、なぜ敢えて「スポーツ」と「体育」を分けなければならないのかという点について、もう少しきちんとした説明が必要であると思います。</p> <p>その点も文化スポーツ振興課に伝えてください。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>はい。</p> |
| <p>教育総務課長</p> | <p>それから、25 ページの内容はぜひ替えていただきたい。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>それから、25 ページの内容はぜひ替えていただきたい。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> |
| <p>富田教育長職務代理者</p> | <p>細かな文言のことで恐縮ですが、「こども」の表記について、平成25年に文部科学省が「子ども」と表記することを決定しましたが、現在では「子供」と表記するように改めました。</p> <p>この計画では、敢えて「子ども」と表記するお考えなのか、それとも特にこだわりはなく、今までの表記だからそうしていたけれど、ここで見直すか、御検討をお願いします。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>それに関連しますが、伊藤先生、「障害者」の表記が「障がい者」に替わり、最近では再び「障害者」の表記を使う傾向があるようですが…、先生は平仮名をお使いですか。</p> |
| <p>伊藤委員</p> | <p>私は漢字の「障害者」を使っています。それは、一つには法律は全て漢字を使っているからです。</p> <p>それからもう一つは、これは当事者にも聞いたのですが、成人ですと「生まれてからずっと漢字を使っているから、それで差別されているとは思わないし、違和感も覚えない。」という人が多かったからです。</p> |

「害」を平仮名で表すのは、日本人独特の気の遣い方だと思うのですが、周囲の人達が気を遣って「平仮名表記にしよう。」という議論なのかなと思います。

そのような理由から私は漢字表記を使いますが、現在は平仮名表記が一般的になってきていますから、この時代に育った人達が大人になる頃には逆転するのかなとも考えています。

その辺は時代とともに変わるものだと思います。

ただ、「『投薬』は『薬を投げる』と書くからけしからん」というような、本当の漢字の意味を知らない議論もあります。

浅はかな知識による議論、それによる言葉狩りのような風潮は慎むべきであると思います。

教育長 ほかに御意見・御質問はございますか。

各委員 (意見、質問なし)

教育長 本日はここまででよろしいでしょうか。

各委員 (了承)

教育長 それでは、次回の定例教育委員会会議で改めて御協議いただきますので、よろしく願いいたします。

○各課からの報告

教育長 続いて、各課から別件で報告しておくべき事項がありましたらお願いします。

社会教育課長 (映画『ベイマックス』の案内)

上福岡歴史館長 (『発掘された戦争』、『最新出土品展』の案内)

教育長 ありがとうございます。

○次回の日程等

教育長 続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。

次回は、平成28年8月17日(水)午後6時30分から、会場は市役所本庁舎5階A大会議室、この場所を予定しております。

なお、傍聴人の数ですが、8名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (了承)

教育長 それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に8名を限度としま

| | |
|----------------------------|--|
| <p>教育長</p> <p>(19時23分)</p> | <p>す。</p> <p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、平成28年第7回定例教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p> |
|----------------------------|--|